藤沢市教育委員会９月定例会（公開）　会議録

日　時　　2026年(令和８年)９月17日(木)
午後５時00分～５時18分

場　所　　藤沢市役所本庁舎８階 8-1・8-2会議室

１　開会

２　会議録署名委員の決定

３　前回会議録の確認

４　議事

（１）議案第26号　市議会定例会提出議案（令和８年度藤沢市一般会計補正予算）に同意することについて

（２）議案第27号　藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例施行規則の一部改正について

（３）議案第28号　藤沢市立学校教職員服務規程の一部改正について

５　その他

（１）令和８年度藤沢市教育文化貢献者表彰について

６　閉会

出席委員

１番	宮　原　伸　一
２番	飯　盛　義　徳
３番	種　田　多化子
４番	石　井　由　佳
５番	井　沼　隆　史

出席事務局職員

教育部長	坪　谷　麻　貴
教育部参事	石　田　芳　輝
教育総務課主幹	安　西　美知代
教育総務課課長補佐	小　田　龍太郎
教育総務課指導主事	近　藤　雅　美
学務保健課長	清　水　航　介
学務保健課主幹	岡　俊　宏

書　記	大久保　紀　子

午後５時00分　開会

宮原教育長　　皆様、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから「藤沢市教育委員会　９月定例会」を開会いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

宮原教育長　　まず、会議録署名委員を決定いたします。

本日の会議録に署名する委員は、３番の種田委員、４番の石井委員にお願いしたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。

それでは、本日の会議録に署名する委員は、３番の種田委員と４番の石井委員にお願いをしたいと思います。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

宮原教育長　　続きまして、前回の会議録の確認をいたします。

皆様、何かございましたでしょうか。――よろしいでしょうか。

（訂正、修正等発言：なし）

それでは、特にないようでございますので、了承とすることで、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。

それでは、了承することとさせていただきます。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

宮原教育長　　続きまして、４番の「議事」になりますが、議事に入ります前に、議案第26号「市議会定例会提出議案（令和８年度藤沢市一般会計補正予算）に同意することについて」は、藤沢市議会定例会への提出案件であるため、「その他」の（１）「令和８年度藤沢市教育文化貢献者表彰について」は、会議を公開することにより、表彰にかかわる事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるということで、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第７項ただし書の規定により、非公開での審議といたしたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。

それでは、ご異議がないようでございますので、議案第26号と、「その他」の（１）につきましては、後ほど非公開での審議とさせていただきます。

それでは、「議事」に入ります。

議案第27号「藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例施行規則の一部改正について」を上程いたします。

事務局から、説明をお願いいたします。

石田教育部参事。

石田教育部参事　議案第27号「藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例施行規則の一部改正について」、ご説明いたします。（議案書参照）

議案書の２ページをごらんください。

この議案を提出いたしましたのは、公共料金の見直しに伴う、藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例の一部改正により、当条例施行規則について、所要の改正をする必要によるものでございます。

１の「一部を改正する規則」につきましては、３ページに記載のとおりでございます。

改正する内容につきましては、４ページの「新旧対照表」をごらんください。

料金改定に伴い、市外の方の利用料金を新たに設定したことに伴い、使用者の範囲を限定していた規定の削除及び市内在住者等の使用申請手続きを新たに規定するものでございます。また、使用できる期間及び休館日の規定を整理し、統合するものでございます。

そのほか、これらに伴う条ずれの対応など、規定の整理を行うものでございます。

次に、議案書の２ページにお戻りいただきまして、２の「施行期日」につきましては、条例に合わせて2027年（令和９年）４月１日とするものでございます。

以上で、議案第27号の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

宮原教育長　事務局の説明が終わりました。議案第27号につきまして、委員の皆様から、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いをいたします。

いかがでしょうか。

井沼委員。

井沼委員　ご説明ありがとうございました。

私からは、意見になりますけれども、八ヶ岳の体験教室というのは非常にすばらしいものだと、子どもからも聞いております。

なので、この施設は残していってほしいと思いますし、また、この魅力というものも、藤沢市以外の方にも、存分に発信していっていただきたいなと思っております。そのためには、待っているだけではなく、や

はりこちらからの発信というのが重要になってくると思いますので、こちらから発信をしていって、この魅力ある八ヶ岳体験教室をいろいろな方に活用してもらって､思い出づくりにしていってほしいなと思います。

これは、意見であります。

宮原教育長　　ありがとうございます。意見ということで承りました。

事務局からは、何かありますか。

（事務局発言：なし）

それでは、そのほかの委員の皆様はいかがでしょうか。

（質問、意見等発言：なし）

それでは、ほかにないようでございますので、原案どおり決定することで、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。

それでは、議案第27号「藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例施行規則の一部改正について」は、原案のとおり決定といたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

宮原教育長　　それでは、続きまして、議案第28号「藤沢市立学校教職員服務規程の一部改正について」を上程いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

清水学務保健課長。

清水学務保健課長　　議案第28号「藤沢市立学校教職員服務規程の一部改正について」、ご説明を申し上げます。（議案書参照）

議案書の11ページをごらんください。

今回、この一部改正をご提案いたしますのは、藤沢市立学校において時差出勤制度を導入するに当たり、所要の改正をする必要によるものでございます。

まず、規程改正のご説明に先立ちまして、時差出勤制度の導入について、ご説明申し上げます。議案書の16ページをごらんください。

今年度、学校現場の働き方改革の取組の一つとして、夏季休業中に教職員の時差出勤制度を試験的に導入いたしました。

「導入の経緯」につきましては、７月の協議会にてご説明を申し上げましたとおり、以前より、特に中学校現場では、部活動の熱中症対策として、早朝や夕方の涼しい時間帯に活動をしているという実態がありまして、教職員や団体からも、時差出勤の導入を求める要望が出ていたことが、主な契機であります。

併せまして、小学校、特別支援学校にも導入するものでございます。

「制度の概要」につきましては、記載のとおりとなっております。

１の「期間」につきましては、長期休業としていますが、将来的には、課業日まで拡大したいと考えております。ただ、現状では、育児短時間勤務取得者が多数いるなど、学級担任を担う教員が不足しているという課題があるため、そのような状況で、課業日の時差出勤導入は現実的ではないと考えております。

今後、チーム担任制や小学校の教科担任制の実施が進むなど、条件が整えば課業日における導入も可能となると考えております。

２の「時間」につきましては、30分を単位とし、繰り上げが１時間30分、繰り下げが２時間の範囲としております。

３の「対象」については、フルタイムで勤務する管理職を含む県費負担教職員としております。

４の「事象」、これは、認める理由ということになりますが、部活動や地域活動への参加のほか、介護や育児を理由とした家庭の事情等、個々の働き方に対して、学校長が認めるものについては全て対象としています。ただし、校内の会議が予定されているなど、学校運営に支障があると所属長が判断する場合は認められないこととしています。

今年度の夏季休業で試験的に運用をした結果、利用状況は学校によって差があるようでございましたが、利用した教職員からは、おおむね好評でございました。

また、学校長自ら、この制度を利用したという学校もあり、働き方改革の一つとして受け入れられた印象でございます。

以上のように、夏季休業中に試験的運用を実施した結果、教職員の働き方改革に寄与することが認められたため、今年度の冬季休業から、正式に時差出勤制度を導入することといたします。

ただし、児童生徒への影響を考慮し、当分の間、時差出勤を認めるのは、長期休業期間中のみとし、条件が整いましたら、課業日においても実施することといたします。

次に、この時差出勤制度の導入に伴う藤沢市立学校教職員服務規程の改正内容について、ご説明を申し上げます。

議案書の12ページをごらんください。

改正文に記載のとおり、藤沢市立学校教職員服務規程第９条に、第３項から第６項までの４項を加えるものでございます。

なお、第３項及び第４項は、校長から時差出勤を命令する場合における休憩時間に関する規定でございます。校長からの命令による時差出勤につきましては、制度として既に存在しており、第９条の第１項及び第

２項中に規定もあるところでございますが、休憩時間については明確な規定はなく、これまで運用で対応していたものでございます。今回、これを明確に規定するものでございます。

そして、第５項及び第６項の規定が、今回、制度として導入しようとする教職員側からの申告により時差出勤を認める場合の規定でございます。第５項は、教職員から時差出勤の申告があった場合、公務の運営に支障がある場合を除き、時差出勤を認めることができるようにする規定でございます。

なお、この項の後段で、新たに新設した第３項及び第４項の規定を準用することで、休憩時間についても、併せて規定をしております。

第６項につきましては、時差出勤をする職員の勤務時間が６時間以下の場合は、休憩時間を置かないことができることとする規定でございます。

なお、参考で、議案書14ページ、15ページに、今回の改正についての「新旧対照表」を添付してございますので、併せてごらんいただければと思います。

以上で、議案第28号についての説明を、終わらせていただきます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

宮原教育長　　事務局の説明が終わりました。議案第28号につきまして、委員の皆様から、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いをいたします。

いかがでしょうか。

種田委員、お願いします。

種田委員　　ご説明ありがとうございます。

この時差出勤制度の導入を、試験的に、この夏季休業期間も行われたということで、本当に日中暑いので、いい制度を導入できたのかなと思っております。教職員の方も、いろいろ家庭の事情とかもあると思うので、この後、この時差出勤制度が順調に進むことを願っております。

意見です。よろしくお願いいたします。

宮原教育長　　種田委員、ありがとうございます。ご意見ということで承りました。

ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

石井委員、お願いします。

石井委員　　ご説明ありがとうございました。

知らないので教えていただきたいのですが、この時差出勤は、あらかじめ時差出勤をしますよと届出をして、ということでしょうか。

宮原教育長　　清水課長、お願いします。

清水学務保健課長　　一応学校に説明しているのは、１週間前までに所定の様式で申し出

て申請をするという形をとっております。

石井委員　　はい、ありがとうございます。

宮原教育長　　そのほかの委員の皆様は、いかがでしょうか。

飯盛委員、お願いします。

飯盛委員　　ご説明ありがとうございました。

大変すばらしい制度で、普及に向けて推進を、もっと積極的にしていくべきだと思っております。

今、ご説明の中でありましたけれども、学校さんによって取得がいろいろと違っていたということでありますが、それはなぜなのかということが、何かおわかりでしたら教えてください。

宮原教育長　　岡 主幹。

岡 学務保健課主幹　　これは、実施の際に、校長から事後にアンケートをとりましたけれども、その中で、前もって周知をしていただければ、もう少し利用も増えたのではないかというご意見をいただいているので、その辺りではないかと考えております。

飯盛委員　　わかりました。ありがとうございました。

宮原教育長　　井沼委員、お願いします。

井沼委員　　ご説明ありがとうございました。

私からも意見になりますけれども、この制度は、ほかの委員の方もおっしゃったように、すばらしい制度だと思っております。規則でがっちりとするのではなく、本当に柔軟性をもって対応していってほしいなと思います。

また、今、飯盛委員の意見の中にもありましたが、周知が足りなかったということなので、冬季休業期間のときに、またアンケートをとりまして、どのような形で周知をしたかというのも調査をしていただきたいなと思いました。

宮原教育長　　ご意見ということで承ります。

それでは、ほかにはいかがでしょうか。――よろしいですか。

（質問、意見等発言：なし）

それでは、ほかにないようでございますので、原案どおり決定することで、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。

それでは、議案第28号「藤沢市立学校教職員服務規程の一部改正ついて」は、原案のとおり決定とさせていただきます。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

宮原教育長　　以上で、本日予定をいたしました、公開で審議する案件は全て終了でございます。

委員の方で、前回の定例会から今日までの間で、何か報告をいただくような事項がある方はいらっしゃいますでしょうか。

（報告等：なし）

ありがとうございます。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

宮原教育長　　それでは、次回の会議の期日を決めたいと思いますが、10月22日木曜日、午後３時から、傍聴者の定員は20名、場所は、本庁舎８階８－1、８－２会議室、この会議室において開催予定ということでいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。

それでは、繰り返します。次回の定例会は、10月22日木曜日、午後３時から、傍聴者の定員は20人、場所は、本庁舎８階８－1、８－２会議室において開催予定とさせていただきます。

以上で、本日の公開での審議日程は全て終了でございます。

委員の皆様、ありがとうございました。

傍聴者の皆様におかれましては、ここからは非公開になりますので、ご退室をお願いいたします。

ありがとうございました。

一同　　ありがとうございました。

午後５時18分　閉会